



CLIENT



June



2024.06 No.382

税務トピックス

定額減税

6月からの給与計算方法（楽しい給与計算の場合）



Dental



Medical

P1
P2

弊法人からの連絡事項

住民税の金額変更／源泉所得税の納期



Dental



Medical

P3

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

利用者にとってのマイナ保険証のメリット・デメリット



Dental



Medical

P4

税務トピックス

東京都の新たな助成金



Dental



Medical

P5

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

歯科衛生士の給与の分布について（2023年最新版）



Dental

P6

労務トピックス

住宅資金の贈与について ～令和6年度税制改正版～



Dental



Medical

P7

定額減税 6月からの給与計算方法（楽しい給与計算の場合）

歯科医院・クリニックで給与計算を行っている場合、6月からは定額減税に対応した給与計算を行う必要があります。

定額減税の対象／対象外の設定

楽しい給与計算をご利用の場合、各スタッフの定額減税に対する設定は弊法人ですでに入力済みとなっております。各スタッフの定額減税対象、対象外の状況を確認したい場合は

定額減税設定の確認方法 を参考にご確認ください。

給与計算の手順（楽しい給与計算の場合）

6月から新たに **定額減税の反映** ボタンが表示されます。こちらをクリックして計算を行います。下記のとおり計算を進めてください。

1

使用するメニューのボタンを押してください。

給与計算 令和6年6月
給与計算をする >>

賞与計算 令和6年1回目
賞与計算をする >>

5月までと同様に給与計算を始めてください。

2

給与計算

手順① 各項目に入力をしてください。 → 手順② **社保・所得税の計算** → 手順③ 定額減税の反映

出勤日数	有休日数	有休残日数	連日の書やし方	
普通残業時間	深夜労働時間	休日労働時間		
時間外手当	連日の書やし方			

画面の手順に沿っていつも通り計算をしていきます。

3

メインメニュー

手続③ **定額減税の反映** → 手続④ 保存して次の人へ

6月から定額減税のボタンが表示されます。

支給合計額	300,000
非課税額	
課税分合計	

手順③の「定額減税の反映」を押下してください。

4

200,000	非課税額
200,000	課税分合計
1,200,000	定額減税額：3,710円 ※給与明細に自動で印字されます
170,490	定額減税額：3,710円 ※給与明細に自動で印字されます

従業員全員分を行います。定額減税を反映すると、右下に定額減税等の情報が表示されます。

5

数字を修正する 社保・所得税の計算 定額減税の反映 保存

出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数	連日の書やし方	
普通残業時間	深夜労働時間	休日労働時間			
時間外手当	連日の書やし方				

上限額以上減税されないようシステムが管理しています
手順に沿って進めるだけで定額減税の上限管理が可能です

定額減税額は、システムによって管理されているので、別途手続きを行う必要はありません。

6

令和6年6月分給与明細書

出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数	連日の書やし方	
普通残業時間	深夜労働時間	休日労働時間			
時間外手当	連日の書やし方				

給与明細の右下に減税額が表示されます。

定額減税：3,520円

（参考）定額減税が反映された給与明細はこうに表示されます。

定額減税設定等の確認方法

定額減税対象者（甲欄）の方は、毎月上限額に達するまで減税が行われていきます。
定額減税対象者の定額減税額残高は、以下の手順で確認します。

1

利用するメニューのボタンを押してください。

ご案内
終了時には必ず「終了」ボタンを押してください。

☒ 給与計算
令和6年6月
給与計算をする >>

☒ 賞与計算
令和6年1回目
賞与計算をする >>

☒ その他のメニュー
その他のメニュー
※事業所情報、従業員情報、過去の給与情報などのメニューが用意されています。

その他メニューを押下してください。

2

楽しい給与計算 > その他のメニュー

その他のメニューTOP

事業所情報
事業所情報

給与情報
給与情報
令和6年度
令和5年度
令和4年度
令和3年度
令和2年度

従業員情報
従業員の追加
従業員一覧
標準報酬月額の一括設定
住民税の一括設定
並び替え
定額減税設定

メンテナンス
インポート

ヘルプ
操作マニュアル
仕様と特徴
よくある質問

従業員情報欄の定額減税設定を選択します。

3

楽しい給与計算 > その他のメニュー

定額減税設定

令和6年6月1日以後に支給する給与・賞与より、定額減税が行われます。（制度の詳細は「この」もご確認ください）
定額減税の対象者が1人、扶養親族の数を設定してください。
当画面では「事業所情報」の定額減税を設定いただけます。住民税は「この」で設定してください。
「詳細」列の「Q」アイコンをクリックすると、各人ごとの減税額の確認ができます。

NO	コード	氏名	所得区分	定額減税	同一生計配偶者 または扶養親族の人数	上限(1)	累計(2)	残(1-2)
1	001	サンプル太郎	甲欄	対象	1人	60,000円	27,301円	32,699円
2	002	サンプル花子	甲欄	対象	0人	30,000円	17,864円	12,136円
3	003	サンプル次郎	乙欄	対象	0人	0円	0円	0円

保存する

各従業員の詳細を確認したい場合は、右側の虫眼鏡をクリックします。

4

サンプル太郎 甲欄 対象 2人 90,000円 7,580円 82

1人別 定額減税履歴（サンプル太郎）

同一生計配偶者と扶養親族の数 2人
月次減税額 90,000円

	給与・賞与	控除前税額	控除した税額	控除後の税額
給与6月	3,520円	3,520円	0円	0円
給与7月	4,060円	4,060円	0円	0円

各人別で履歴から残高等の詳細を確認できます。

操作方法は **You Tube** からでもご覧いただけます。

上記1・2の手順は、My Komonの Youtubeチャンネル
「楽しい給与計算で定額減税を行うには-事前準備と月々の給与計算の流れ-」
からでも確認できます。
詳細は右のQRコードを読み、動画をご覧ください。



6月支給分の給与計算についてお願い

6月支給分の給与・賞与については、担当者が確認いたします。6月以降の給与・賞与はいつもより早めのご入力をよろしくお願いいたします。

住民税の特別徴収をしている歯科医院・クリニックは、P3 もご覧ください。

次ページ

◆毎年6月に住民税の徴収金額が変わります◆

スタッフの住民税の徴収方法が特別徴収となっている歯科医院・クリニックでは、毎月の給与計算で住民税を差し引く必要があります。差し引いた住民税は、翌月10日までに歯科医院・クリニックが各市町村へ納付します。

※今年は定額減税の関係で例年と取扱いが異なります。

住民税の金額変更(特別徴収)

給与所得に係る特別徴収の場合は、令和6年6月分は徴収されず定額減税後の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。今回は令和6年7月分から天引きとなります。

納税通知書を確認しましょう

各市町村から決定した税額の通知書が届きますので、金額を確認してください。弊法人へお送りいただく際はPDF等のメール添付にてお送りください。郵送の場合には、レターパックにて郵送をお願いいたします。

歯科医院・クリニック用とスタッフ配布用の2種類の通知が届きます。スタッフに配布するものは一人分ずつ切って、給与明細と一緒に本人にお渡しください。

歯科医院・クリニック用通知書

楽しい給与計算に入力します

スタッフ配布用

本人へ渡します

楽しい給与計算では「住民税の一括設定」で「金額設定」を選択すると、設定した金額が給与計算時に自動控除されます。あらかじめ通知書からご入力頂くと毎月入力の手間が省けます。

住民税の一括設定

もどる

NO	コード	氏名	設定	令和5年度	令和6年度		
				5月分まで	6月分	7月分	8月分以降
1	001	サンプル太郎	☐ 前月コピー ☒ 金額設定	10000	0	10100	10000
2	002	サンプル花子	☐ 前月コピー ☒ 金額設定	8000	0	8100	8000
3	003	サンプル二郎	☒ 前月コピー ☐ 金額設定				

◆源泉所得税の納期(特例)について◆

源泉所得税の特例納付を選択している歯科医院・クリニックは、1月～6月分を7月10日（水）までに納付する必要があります。6月の給与・賞与の両方の計算が終わりましたら、楽しい給与計算の給与データ確定をお願いいたします。

- 6月分までの給与支払一覧表
- 賞与支払一覧表（6月に支給する場合）

日本クレアス税理士法人

2024年

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

2025年

1月

源泉所得税

→ 7月10日までに納付

源泉所得税

→ 1月20日までに納付

源泉所得税の納付、住民税の特別徴収については窓口に行かずWEBよりダイレクト納付機能を使った電子納付も可能です。設定までに1、2か月かかりますので、ご希望の場合はお早めに担当へご相談ください。

- 事前に口座登録手続きが必要になります。
- 弊法人に納付申請へ依頼する場合は有料となります。

Question

マイナ保険証利用促進に向けて、患者の皆さんに説明したいと思っています。
利用者がマイナ保険証を利用するメリット・デメリットはどのようなものがあるのでしょうか。



Answer

■ 利用者にとってのマイナ保険証のメリット

①医療機関に特定健診情報や薬の情報についての情報を伝えることができる

マイナ保険証での受付時に**情報提供の同意**を行うことで、口頭での持病や服用している薬についての説明の必要がなくなります。また、医師等からより多くの種類の**正確な情報に基づいた総合的な診断**や重複する投薬を回避した**適切な処方**を受けることができます。

②初診料、調剤管理料が少し安くなる

現行の保険証よりマイナ保険証の方が、**初診料・調剤管理料ともに2点安**くなります。

③限度額摘要認定証の手続きが不要となる(高額療養費制度について)

医療費が高額になると判明している場合、限度額適用認定証を事前に取得して提示することで、窓口での限度額以上の支払いは発生しません。しかし、申請が間に合わない場合は限度額以上の金額を一時的に支払う必要があります。

マイナ保険証を利用すれば、**限度額適用認定証の手続きが不要になり、限度額以上の一時支払いも不要**になります。

この他にも、

- ・医療機関での受付が自動化されて受付の時間が短縮される
- ・転職や引っ越しなどによる保険証の更新が不要となる
- ・高齢受給者証の持参が不要になる

といったメリットもあります。

■ 利用者にとってのマイナ保険証のデメリット

①マイナ保険証は受診する際、毎回持ってくる必要がある

②マイナンバーカードを紛失してしまった場合、再発行に1か月～1か月半ほどかかる

現行の健康保険証は2週間ほどで再発行されるため、再取得の期間に差があります。

しかし、**令和6年秋までに**申請から1週間以内(最短5日)で交付できるような取り組みを行っており、**従来の保険証より再発行が早くなる予定**です。

マイナ保険証は利用者にとっても歯科医院・クリニックにとってもメリットの多いものだと思います。
2024年12月の移行の際の混乱を回避するため、今から移行に向けて準備を進めてはいかがでしょうか。

更に詳しく知りたい方は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

また、厚生労働省からオンライン資格確認に関するポスターやチラシなどが配布されています。
よろしければご活用ください。



厚生労働省
マイナンバーカードの
健康保険証利用について



厚生労働省
周知素材について

東京都中小企業振興公社の「新たな事業環境に即応した経営展開サポート事業(経営改善計画策定による経営基盤強化支援)(一般コース)」の助成金をご紹介します。

最近の補助金では保険診療に使う機器は対象外とされていますが、今回の助成金はその制約がない点が大きな特徴です。また、機器購入だけでなくシステム等導入費用、新たな施設を借りる不動産賃借料も対象となり、幅広く活用できる助成金となっています。

対象者

法人

中小企業者で、本店又は支店の登記が**都内**にあること。
但し、医療法人・社会福祉法人・NPO法人は対象外。

個人

納税地が**都内**にあること。

上記を満たし、直近決算期の売上高が「2019年の決算期以降のいずれかの決算期」と比較して**減少**している、又は直近決算期において**損失**を計上していること。**売上が伸びている医院・クリニックは使えません。**

▼東京都中小企業振興公社のHP



助成率

2/3 (800万円が上限)

申請スケジュール

令和7年3月14日まで毎月募集回が設けられています。
※予算の都合で早期に終了する場合あり



対象となる取組み

<既存事業の「深化」>

- 高性能な機器、設備の導入等による競争力強化・生産性向上の取組

<既存事業の「発展」>

- 新たな商品、サービスの開発

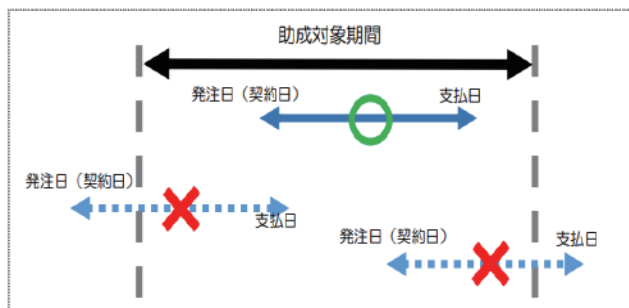
■ 具体例

- 高性能な口腔内スキャナを購入して、競争力を増したい → **OK**
- 3Dプリンターを購入して、院内技工の生産性を向上したい → **OK**
- 最新のノートPCを使って、事務処理を行いたい → **汎用的な機器のためNG**
- 今よりも性能の良い中古医療機器に買い換えたい → **中古品のためNG**



■ 注意点

- 交付決定日から1年間が助成対象期間となり、この期間内に契約・実施・支払を完了させてください。
- 助成対象期間終了後、原則1カ月以内に「実績報告書」及び経理関係書類を提出します。
- 過去に東京都や厚労省からの助成金などを採択されて受給された場合、申請できないケースがあります。



日本クレアス税理士法人では、助成金申請をサポートする部門があります。ご興味のある方は、要件に該当するか確認させていただき、報酬額や必要書類等をお知らせしますので、担当までご連絡ください。

Question

新しく歯科衛生士を採用しようと考えております。歯科衛生士の給与の現在相場はどのくらいなのでしょう。

Answer

多くの歯科医院様が、歯科衛生士の採用にご苦労なさっているとお声を頂きます。

歯科衛生士の給与は近年上昇傾向にあり、5年前とは求人の給与水準も大きく変わりました。現在、求人サイトでは基本給27万をスタートとしている歯科医院も多く、ある求人サイトでは、東京都内の求人数の内、3割以上は月給30万円以上という結果となっております。

■ 2023年の歯科衛生士の平均給与

2024年3月に厚生労働省より発表された2023年度の賃金統計によると、全国の歯科衛生士(医院規模が10人～99人)の平均給与は403万円となり、2023年の382万円に比べて10%以上上昇致しました。

■ 歯科衛生士の給与の分布

都道府県別※100名以上歯科医院含む 単位(円)

都道府県	月給	賞与	年収	前年度
茨城県	316,200	369,400	4,163,800	3,846,300
埼玉県	303,200	407,000	4,045,400	3,975,100
千葉県	279,300	405,700	3,757,300	3,434,900
東京都	352,900	412,200	4,647,000	4,678,000
神奈川県	285,000	655,200	4,075,200	4,747,800

年齢別※従業員数10名～99名

単位(円)

年齢	月給	賞与	年収	前年度
20～24歳	259,200	214,800	3,325,200	3,110,900
25～29歳	288,900	398,000	3,864,800	3,770,700
30～34歳	304,000	448,600	4,096,600	3,464,300
35～39歳	287,100	450,200	3,895,400	4,010,700
40～44歳	267,100	368,200	3,573,400	3,887,600
45～49歳	376,600	894,000	5,413,200	4,065,500
50～54歳	346,500	537,800	4,695,800	4,281,400
55～59歳	313,800	480,100	4,245,700	4,149,200
60～64歳	311,700	626,000	4,366,400	4,245,700
65～69歳	445,500	1,383,100	6,729,100	4,155,500

首都圏の中では東京都の年収が一番高い結果でした。昨年、神奈川県は、賞与で100万円の支給がありましたが、今年は65万円となり、平均年収も他の県と横並びになった様です。また、茨城県の給与の伸びが大きいのですが、回答した歯科医院の件数が多くない為大きく前後している可能性がございます。

自由診療をコンセプトにしている歯科医院といった、歩合給での給与支給の歯科医院が増えてきていることにより、月給が増加している可能性もございます。

■ 歯科衛生士の求人について

2023年4月の歯科衛生士学校・養成校卒業生に対する求人倍率は23.3倍で、2024年卒の大卒求人倍率が1.71倍であることを考えると、現在は完全な売り手市場です。

求職者は、じっくりと求人を選ぶことが可能な為、給与や社会保険等の目に見える待遇はもちろんの事、働きがいや働きやすさ等、他院の求人と差別化を図る必要があるかもしれません。

基礎知識

贈与とは、自分の財産を贈る側がその意思表示を行い、相手方が承諾することにより成立します。その際の贈る側を「贈与者」、受け取る側を「受贈者」と呼びます。

贈与税は「受贈者」が負担する税金です。「暦年課税」「相続時精算課税」の二種類の課税方式があります。

「暦年課税」は、1年間に受け取った財産の合計額から110万円（基礎控除額）を差し引いた額に一定の税率を乗じて贈与税を計算します。

特例税率 ※

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	0円
	〃	〃
3,000万円超4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

一般税率

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	0円
	〃	〃
1,500万円超3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

※特例税率 - 贈与を受けた年の1月1日現在、20歳以上の子ども（孫）が親（祖父母）から贈与を受けた場合の税率

（例）特定税率対象の4000万円の贈与の場合： $(4000万 - 110万) \times 50\% - 415万 = 1530万円の贈与税$

「相続時精算課税」とは、受贈者（子や孫）が2,500万円まで贈与税を納めずに贈与を受けることができ、贈与者が亡くなった時にその贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額から相続税額を計算し、一括して相続税として納税する制度です。令和5年度税制改正により、令和6年1月から年間110万円の基礎控除が創設されています。

計算式：（「1年間の贈与額-年間110万円の基礎控除」の累計額-2,500万円の特別控除）×20%

（例）本制度を活用し年間4000万円を相続発生まで1度のみ贈与した場合： $(4000万 - 110万 - 2500万) \times 20\% = 278万円の贈与税$

住宅資金贈与の特例

住宅取得資金を父母や祖父母が資金援助するケースに配慮された制度です。令和5年12月31日迄の期間限定制度でしたが、令和6年度税制改正において、適用期限が3年間延長されました。

非課税限度額：省エネ等の住宅用家屋 1000万円・左記以外の住宅用家屋 500万円

の受贈件者	・贈与者の直系卑属（子や孫）であること（配偶者の両親・祖父母からの贈与は対象） ・贈与を受けた年の1月1日時点で18歳以上、且つ、合計所得金額が2,000万円以下であること （床面積が40㎡以上50㎡未満の場合には、1,000万円以下） 等
の住宅件	・日本国内にある住宅であること ・床面積が40㎡以上240㎡以下で、その2分の1以上を受贈者の居住の用に供されるものであること （増改築の場合は「確認済証の写し」「検査済証の写し」や「増改築等工事証明書」などの書類が必要、 且つ、増改築の費用が100万円以上であることが要件） 等

令和6年税制改正においては、省エネ等住宅用家屋の要件が「断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上であること」から「断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上」に変更されています。

（例）4000万円の資金援助の対象が省エネ等の住宅用家屋で且つ、本特例の全ての要件に該当し、相続時精算課税の適用を受ける場合： $(4000万 - 1000万 - 110万 - 2500万) \times 20\% = 78万円の贈与税$

要件は上記以外にもいくつかあります。

より詳細な内容は国土交通省のホームページをご参照ください。

【国土交通省】https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000018.html



日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 382号

■発行日：2024年6月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階

電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

＜国内＞ 東京/富山/群馬/千葉/大阪/兵庫/宮崎

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

弁護士法人日本クレアス法律事務所

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社結い財産サポート

日本クレアス行政書士法人